

## 中国第3回改正特許法からみた意匠保護の立法の進歩及び法の執行の探索

程 永 順\*  
洗 理 恵 (翻訳)\*\*

**抄 録** 2008年12月27日付け第11期全国人民大会常務委員会の第六回の会議にて特許法の改正が採択され公布された。今回の改正特許法において、多くの内容が改正され、改善された。本稿は、今回の改正特許法における意匠の保護に関する改正に注目し、意匠に関する改正の主な内容及び執行において注意に値する問題点について説明する。

### 目 次

1. はじめに
2. 特許法における意匠に関する改正
  2. 1 意匠の保護対象の明確化
  2. 2 意匠の保護範囲の明確化
  2. 3 意匠の保護水準の向上
  2. 4 同一主題の類似意匠は一件の出願として出願可能
  2. 5 意匠特許の評価報告
  2. 6 侵害訴訟において公知意匠の抗弁が可能
3. おわりに

### 1. はじめに

2008年12月27日付け第11期全国人民大会常務委員会の第六回の会議にて特許法<sup>1)</sup>の改正が採択され公布された。今回の改正特許法において、多くの内容が改正され、改善された。その中、意匠の保護に関する改正も多くの条文に及んでいる。今回の法改正により、意匠の保護水準が大幅に向上されたと実感することができ、現実的な意義が明らかで、意匠の保護を法制度上大きく進歩させたといえる反面、意匠権の保護に関する法の執行に向けて、まだ多くの作業が必要とされ、関連問題に対して更なる検討が急務

となろう。

### 2. 特許法における意匠に関する改正

#### 2. 1 意匠の保護対象の明確化

意匠は中国特許法の保護対象の一つである。現行法ではその定義規定を実施細則に設けられているが、今回の法改正により、これらの定義規定を法律の条項に格上げした。改正特許法第2条第4項では、「意匠とは、製品の形状、模様またはその結合並びに色彩と形状、模様との結合によって作り出される美感に富みかつ工業上の应用到した新しいデザインを指す」と規定する。

ここでの意匠の定義の法的地位の向上は、決して定義されている文字を単にその位置を換えるのではなく、より重要な意義を有するものである。その一つとして、公衆及び法の執行者が、当初から意匠と発明、実用新案との違いによる

\* 北京務実知識産権発展センター センター長  
Cheng Yongshun

\*\* パナソニック株式会社 R&D知的財産権センター  
弁理士 Rie SEN

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

区別を注意し、意匠の保護客体に内在している意義を正確に把握できるようにしたことである。中国特許法において、意匠を発明と考案とともに保護客体とすることは中国特許法の特徴であって、長所であるとは限らないからである。もう一つは、意匠が単独に立法されていない現在の状況の下では、特許法に定義規定を置くことにより、特許法のこの特徴、意匠の保護対象を、人々が実務において誤解しないように一目瞭然にすることができる。

意匠に対する理解については、以下のことを特に留意すべきである。

### (1) 意匠は製品を媒体とする必要がある

特許法にいう意匠は、具体的な製品から離れてはならず、製品を媒体に存在しなければならない。製品とは、独立の用途を有する各種の完成品を指し、一定の形状を有する三次元の立体的な製品もあり、壁紙、布地などのような各種の平面的な製品もある。製品の新しいデザインとして、すなわち当該デザインと製品とは一体不可分なものである。ただ単に紙の上で一つの新しい模様を書いたに過ぎない場合には、当該模様は意匠権の保護対象にはなれない（著作権法による保護しか得られない）。このような模様が、例えばポット、シーツ、電器のような製品に付されて、はじめて当該模様が付される製品とともに意匠特許の保護を得ることができる。

### (2) 意匠は製品の形状、模様及び色彩を対象とする必要がある

意匠の形状とは、立体または平面の製品の外部の点、線、面の移動、変化、組み合わせによって現われた人間の視覚を通じて観察することができる外面的な輪郭であって、一般的には製品の構造、外形などについて同時にデザインした結果を指す。模様とは、デザインの構想によって生じた線、図形の配列、組み合わせであっ

て、印刷、編集またはその他の手段により製品の外表面に形成された視覚を通じて観察することができる図形を指す。色彩とは、製品の外表面に用いられる装飾性の色または色の組み合わせを指す。

ここで、形状は製品が必ず具備しなければならない空間的特性である。模様と色彩は、必ずしもすべての製品が具備しなければならないのではなく、事実上模様がなく、意匠でいう色彩のない製品が普遍的に存在している。実際の製品において、形状のみが単独に製品の意匠とすることができ、模様と色彩は一定の形状を有する製品に付されている必要があり、形状と模様、形状と色彩または形状、模様及び色彩の三者の結合の意匠を形成する。しかし、一部の製品、例えば布地、織物のようなものは、その厚さ及び平面形状が意匠としてデザインの主要な創作部位ではないので、この場合に模様と色彩の結合にのみ意匠として出願することは許されるのである。

### (3) 意匠は美感に富んでいるものであることが必要である

特許法の規定に基づき、視覚を通じて美感を生じさせる製品の意匠を保護することは、人々が製品を享有する中、美しさ及び喜びを追求することに対する肯定である。しかし、「美感に富む」というのは主観的な色彩の濃い基準であり、人間の生活環境、文化教養、趣味嗜好及び風習により、同一の製品のデザインが美観に富むか否かに対する見方が看者によってそれぞれ異なってくるので、審査実務に不安定な要素をもたらす。そのため、審査実務においては、極度に乱雑で醜いものでなく、社会的慣習に反するものでもなく、大多数の消費者に受け入れられる製品の意匠であれば、一般的には美感に富むと考えてよい。また、商取引において、工業製品に関する意匠はますます多くの企業及び消

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

費者に重要視され、美感に富んだ製品の意匠はその製品の付加価値を高め、消費者の購買欲を喚起することができ、企業に好ましい経済的効果をもたらす。

### (4) 意匠は工業上の応用に適するものであることが必要である

工業上の応用に適するとは、その意匠が使用される製品が、工業的生産または手工業的な生産過程を通じて大量に複製及び生産することができることを指す。したがって、工業的な生産過程を経ることなく形成された物品は、意匠として保護を与えるべきでない。複製できないまたは量産的に複製できない物品も意匠として保護を与えるべきでない。橋梁及び固定された建築物の造形は、一般的には量産的に複製することができないが、建築用部材、部品及び移動可能な小型建築物、手工業または機械によって量産的に複製可能な工芸品は意匠として保護することができる。

### (5) 「主として標識の役割を果たすデザイン」を意匠から排除する

意匠に対する理解は、定義に内在する意義を真剣に把握することが重要である。今回の特許法改正により、「主として標識の役割を果たすデザイン」を意匠から排除することを明確にした。これは画期的な改正である。

改正特許法第25条第1項には新たに次の規定が加えられた。「平面的な印刷物の模様もしくは色彩または両者の結合に対して作り出された主として標識の役割を果たすデザイン」は特許権を付与しない。

工業製品に関する意匠は、本来は三次元の製品のデザインを主とすべきであるが、二次元の製品のデザインも意匠の定義に内在するものに合致すべきである。しかし、以前中国における特許出願において、包装箱、包装袋、包装ケー

ス、包装缶、ラベル、下札などのような包装に関する意匠が大量に現われていた。多くのデザインは平面の製品の上に文字、模様を加えたにすぎず、デザインの美感には及ぶものでなかった。現実の生活において、このような製品の外包装のデザインは、製品自身の新規な造型によって消費者を引き付けるものではなく、主に製品の出所を識別するものとして機能しているものであり、その機能は商標または包装の装飾とは大差がなく、製品の意匠の持っている機能及び作用効果を体現されておらず、権利者が法律の保護を探し求めている過程で権利の濫立が生じた。その結果、中国において意匠特許が大量に存在するが、本当の意味における製品の意匠の創作レベルはそれほど高くなかった。

意匠の定義は、特許法によって保護される意匠の法律的特徴を明確にした。定義された条件を満たさないデザイン、すなわち、定義の法律的特徴に沿わないデザインは、当然に特許法によって保護されるべきでない。しかし、実務において、法の執行者はこれに対してあまり注意を払っていないことがよくある。定義を単純に一つの原則として扱うだけで、法律的特徴の角度からの検討がなされていないために、意匠の定義を満たさないデザインが多く登録された結果特許によって保護され、これは重視に値する問題である。そこで、特許法の改正では、「主として標識の役割を果たすデザイン」を保護対象から除外することを明らかにし、製品の意匠の法律による保護を本来の趣旨に回帰させ、例えば、商標、包装の装飾に類似するいわゆる「意匠」の大量の出現を回避することを可能にした。これにより、創作者のデザイン傾向及び理念を導くことができ、意匠の保護レベルの向上に有利になる。しかし、実際の運用において、「主として標識の役割を果たすデザイン」を如何に画定するかについては、更なる検討を行い、画定するための基本的な標準をまとめておく必



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

要があろう。

## 2.2 意匠の保護範囲の明確化

改正特許法第59条第2項では、「意匠権の範囲は、図面または写真に示された当該製品の意匠を基準とし、簡単な説明は図面及び写真に示された当該製品の意匠の解釈に用いることができる」と規定する。この規定では、従来の「意匠の製品」が「製品の意匠」に改正された。文言からみれば、単なる連体修飾語と目的語との置き換えに過ぎないように見えるが、かかる改正により、従来の実務における意匠特許の保護の着眼点が意匠の製品に置かれているというずれを改め、発明特許、実用新案特許の保護とは角度が異なることをより明確に表した。

従来の実務において、人々はときどき商標を扱うように意匠を扱い、意匠特許の侵害判断に際しては、消費者が混同、誤認するか否かの基準を導入する場合もあった。実際には、意匠が保護しているのは製品の外観に反映される美感のある創意であり、製品は多くの場合区別されるものである。例えば1ドア式冷蔵庫と2ドア式冷蔵庫の場合、製品からみれば、両者は異なるものであり、1ドア式と2ドア式との区別は歴然であるが、冷蔵庫の外観の美感性、デザインの風格の面では同じまたは類似かもしれない。権利侵害の判定に当たって、注目しているのは製品の相違点であって製品の意匠の相違点でない場合に、安易に1ドア式冷蔵庫と2ドア式冷蔵庫の両製品は同一ではなく類似でもないとの結論に至り、侵害に該当しないとの結論を得てしまう。このようなやり方は明らかに意匠の保護範囲を取り間違っている。実務のレベルで長年議論されてきたこのような曖昧な問題に対し、改正特許法で意匠の保護範囲を「意匠の製品」から「製品の意匠」に改正した。この改正は適切なものであり、意匠によって保護するのは製品の新しいデザインであって、製品その

物ではないことを明確にした。

改正特許法第27条では、「意匠特許を出願する場合には、願書、当該意匠の図面または写真及び当該意匠に対する簡単な説明などの書面を提出しなければならない。出願人が提出した関連の図面または写真には、特許の保護を求める製品の意匠を明瞭に表示しなければならない」と規定する。

意匠を出願するに際し、出願人は当該意匠の簡単な説明などの書面を提出しなければならない。簡単な説明を提出することを要求する本質的な目的は、出願人、設計者に当該製品の意匠の新規性、創造性の要点を説明させ、これを以って意匠の保護の要点とすることである。権利侵害の紛争を生じた場合に、特許権者、被疑侵害者が当該意匠の保護を求める部分についてそれぞれ各自主張することを避けることができ、法の執行者がこれに対して任意な認定を避けることもできる。

意匠特許の保護の司法実務において、多くの人が往々にして意匠は比較的に簡単で、発明または実用新案技術ほど複雑ではなく、誰もが判断をすることができると考えがちである。しかしながら、一見して簡単に見える意匠権の侵害の判断が実際は難しく、判断の結論が本当に当事者を納得させることは難しいと気付く。その重要な原因の一つは、意匠の保護範囲を如何にみるかである。今回の特許法の改正は、意匠の保護範囲を新デザインと明確にしたものの、実際に従来の考え方を是正することは相当難しいものであり、かなりの時間を必要とする。

## 2.3 意匠の保護水準の向上

今回の特許法の改正により、意匠の保護水準が明らかに向上した。具体的には次の方面に現われる。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

### (1) 相対的な新規性を絶対的新規性に改正した

意匠が保護するのは、外観の造形であり、直観的で外在的で、人が観て一目瞭然である。そのため、少数の者が外国の発明展示会でもまたはマーケットで新しいデザインをみて、その製品を写真に写しまたは購買し、帰国後に意匠を出願するという事例も発生していた。他人が当該意匠権の無効宣告を請求した場合に、法律に規定されている相対的新規性の制限のために、当該無効宣告による無効化が困難であった。意匠権者のただ乗りのようなやり方は、特許法の新規の創作を奨励するという法の趣旨に悖り、中国の特許制度を損ない、中国の国際社会でのイメージを損なうことになる。今回の特許法の改正は、相対新規性を絶対新規性に改正し、「特許権を付与する意匠は、先行意匠であってはならない」と明確に規定し、「濡れ手で粟」の現象を食い止めることに有利である。

### (2) 新規性の要件に「抵触申請<sup>2)</sup>」を排除する要件（拡大先願要件）を加えた

新規性の要件における「抵触申請」の排除は、「ダブルパテント」を防止し、特許権の独占性を保障するためのものである。従来は、この要件が発明特許、実用新案特許にのみ存在し、意匠特許の新規性においてはこれに関する明確な規定が設けられておらず、意匠権の安定性、独占性の確保に不利であった。改正特許法第23条第1項では、「特許権を付与する意匠は、先行意匠に該当せず、いかなる単位及び個人も同じ意匠について、出願日前に国务院特許行政部門出願されておらず、出願人が出願日後に公告された特許書類に記載されていないものでなければならない」と規定した。これにより、意匠特許の新規性の要件を発明特許、実用新案特許の場合と平仄を合わせることができた。

### (3) 意匠の創造性の要件を新設した

改正特許法第23条第2項では、「特許権を付与する意匠は、先行デザインまたは先行デザイン特徴の組み合わせに比べ、顕著な相違を有するものでなければならない」と規定する。

意匠は新規性を具備しなければならず、創造性の要件をも具備しなければならない。その理由は、特許法は発明創造を保護するものであって、知的創造の成果を保護するものだからである。意匠の新規性ばかり強調して、意匠の創造性を要求しないとすると、中国の意匠の創造性のレベルの低下をもたらすことが明らかであり、実際にこのような問題はすでに発生している。この数年、中国の意匠特許の出願件数が大幅に増加し、権利付与量も激増している。その原因はいろいろあるが、その一つは創造性が要件とされていないことである。その結果、意匠特許の数は多いが、レベルが低い。異なる主体によって得られた多くの意匠特許の間に区別がまったく付かず、新しい創造としての価値がそれほど高くない。意匠の創造性の要件の追加は、本質的には、特許法の発明創造を奨励し、発明創造を保護するとの本来の趣旨に合致するものである。意匠登録出願の品質向上にも有利である。

### (4) 販売の申出を意匠の禁止権の内容とする

改正特許法第11条第2項には「意匠特許権が付与された後は、いかなる単位または個人が特許権者の許諾を得ずに、その特許を実施してはならない。すなわち、生産経営を目的としてその意匠特許製品を製造し、販売を申し出、販売し、輸入してはならない」と規定する。

販売の申出を特許権者の権利内容の一つとし、特許権者の許諾を得ない限り、他人に販売を申し出ることを禁止することはTRIPS協定に規定されているものである。2000年における第2回の中国特許法改正では、販売の申出とい

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

う権利の行使が発明特許権者、実用新案特許権者にのみ付与され、意匠特許権者には付与されていなかった。これは明らかに妥当でないことである。今回の特許法の改正は、これについて調整が行われ、販売の申出を禁止する権利を意匠特許権者にも付与された。このような賢明な措置により、意匠の保護水準を発明特許、実用新案特許に調和させることができる。加えて、中国における特許の保護が強化されつつあることが反映されることにもなる。

意匠の保護水準が本当に向上されるか否かは、法律の規定において体现されるだけでなく、執行の面で厳格に法に従って運用されることがより重要となるが、これを実現することは決して容易なことではない。例えば、特許法の改正により、新規性は絶対新規性に改正され、つまり外国で使用され公開されるデザインによっても新規性は失うことになる。これは、いうのは簡単であるが、執行するとなると難しくなり、権利付与の審査においてはほとんど実現できない。また意匠特許権の無効手続きにおいて、無効宣告請求人がどのように立証するか、法の執行者がどのように証拠調べ、証拠を認定するかが問題になる。これらの問題を解決しなければ、この規定は実務のレベルで「無」に帰することになりかねない。また、例えば、意匠の創造性をどのように把握するかも問題になる。発明特許と実用新案特許の創造性の判断については、長年の実務における運用を通じて、法の執行者がある程度客観的な判断基準を模索することにより得ることができているが、これは主観的な判断が強く含まれる要件であるため、意匠特許の判断はより複雑になり、難しくなる。

### 2. 4 同一主題の類似意匠は一件の出願として出願可能

改正特許法第31条第2項では、「一件の意匠特許出願は一つの意匠に限定されなければなら

ない。同一の製品に2以上の類似の意匠、または同一の区分に属しかつセットで販売されもしくは使用される製品の2以上の意匠は、一件の出願とすることができる」と規定する。

現実の生活において、同一の製品に関し、同一の設計者が類似する意匠群をデザインすることがしばしばある。これらの意匠群は、同じ風格を有するとともに、異なる美感を有し、人々の同一の製品に対する異なる美感の需要を満たすことができる。例えば、ドライヤーという製品についていうと、同一の外部形状を有するとともに異なる色彩を有することも可能であり、送風口の形状をすこし変えるようにすることも可能である。同一の形状の男性用髭剃りの場合には、異なるタッチスイッチにすることも可能である。従来、このような同一の風格のシリーズ製品について意匠特許出願に際し、各意匠が互いに類似するためそのうちの一つの製品の意匠のみ出願することが許されているが、紛争が生じた際には、如何に類似の判断をするかについて大きくずれが生じていた。

今回の特許法の改正により、同一主体が同一製品の同一風格による類似の意匠について出願することができ、かつ意匠特許権を取得することができるようになった。このような意匠特許に対して、保護時における侵害の該否がより判断しやすくなり、設計者の新規の創造への奨励に有益であると同時に、他人による故意に意匠権者の類似意匠の模倣の禁止にも有益である。

この改正は意匠の新しい創作に有利であり、特許権者の保護にも有利であるが、このような類似する意匠に対して数量的な制限の有無、いくつまで限定することが適正か、意匠特許権侵害の判定においてはどのように対比を行い、その中の一つと同一に該当してはじめて権利侵害を構成すると判断するか、これらの問題は、まだ今後の裁判実務において更なる模索が期待され、可能な限り特許法実施条例において明らか



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

にすることが期待される。

## 2. 5 意匠特許の評価報告

改正特許法第61条第2項では「特許侵害紛争が実用新案特許または意匠特許に関する場合は、人民法院または特許業務管理部門は、特許権侵害紛争の審理、処理の証拠として、特許権者または利害関係者に対し、国务院特許行政部門が関連の実用新案または意匠について、検索、分析及び評価後作られた特許権評価報告の提出を求めることができる」と規定する。

この規定のメリットは、次に示すところにある。一つは、数多くの意匠特許が存在する現在では、一部の特許権者による意匠特許権の訴権の濫用を防止し、意匠が実体的審査を行わない特徴を悪用して特許法の要件を満たしていない意匠を以って他人の意匠権の侵害を思いのままに訴えることを防止することができる。さらに、訴えの提起前に自己の意匠権が法定の要件を満たしているか否かがわからない意匠特許権者のために、検索、分析及び評価を行い、訴訟を提起するか否かの決定に判断材料を提供し、盲目的な訴訟を回避することができる。もう一つ重要なこととして、意匠特許権者が訴訟を提起する際に、被告が特許復審委員会に防御として意匠特許の無効を請求した場合に、法院が侵害訴訟を中止し、意匠特許の無効審判の審理の結果を待つべきか否かを決定するに当たって参考になる重要な証拠にもなる。なぜなら、裁判官は技術があまりよくわからないし、デザインもあまりよくわからないため、意匠特許の無効の可能性を判断するときに、特許評価報告を参考することにより訴訟を中止するか否かの裁定がより公正で科学的になるからである。

改正特許法のこの着眼点はよいものであり、立法趣旨も十分に明確なものである。しかし、これが本当に実務に落とし込んで、法的執行の結果が立法の目的を達成できるか否かは、まだ

時間による検証が必要であろう。特に心配することは次の2点を挙げることができる。一つは評価報告の品質問題である。評価報告の品質は、多くの原因によって決定されるもので、例えば、情報源、情報の所有量、分析する能力、評価の客観性、評価報告の再検査及び監督などである。これらのことは、過去に行っていた実用新案の検索報告の経験はあるものの、依然として多くの困難が存在する。もう一つの問題は、人民法院及び特許行政執行機構が評価報告をどのように扱うか、つまり、権利侵害訴訟紛争において意匠権者によって提供された評価報告をどのように用いるかである。この意味では、執行者の姿勢が意匠特許権評価報告制度の行方を決めることになる。改正特許法は、執行者は評価報告を意匠権「侵害の審理、処理の証拠と」することができる」と規定しており、この規定より自身が理解上疑義を生じやすくさせる。

## 2. 6 侵害訴訟において公知意匠の抗弁が可能

改正特許法第62条では「特許権侵害紛争において、被疑侵害者が証拠によってその実施に係る技術が先行技術または先行デザインに該当することを証明できた場合には、特許権の侵害を構成しない」と規定する。

特許法の特許侵害訴訟において新設した公知意匠抗弁の規定は、特許権行使に対する一種の制限である。この規定は、2001年以降、各人民法院により出されている数多くの公知技術の抗弁または公知意匠の抗弁を肯定する判決に由来している。

もともと意匠と公知意匠とは一対の矛盾であり、公知意匠は意匠特許権を得ることができないはずである。しかし、中国は意匠特許権に対して実体的な審査を行わないので、実務上公知意匠であっても意匠特許権を得る可能性があるが、このような意匠はまた、法により無効にす

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ることが可能である。しかし、特許権侵害紛争において、一部の被告は無効手続きを発動する意志がない。無効手続きは時間がかかる上、かなりの労力がかかり（関連の証拠を収集することが必要）、このほかにも別途費用がかかるのに対し、訴訟中直接自己の使用しているのは先行意匠であることを理由に抗弁することがより簡単だからである。このような抗弁は社会通念に合致するものであり、中国憲法第47条における「如何なる公民は発明創造を使用する自由がある」との規定に合致するものである。今回の改正でこれを特許法に明確に規定することにより、裁判実務において、裁判官が被告の公知意匠の抗弁を支持する場合の法的根拠になる。かつ、特許紛争の解決手続の面でより簡便となり、当事者の権利を守る効率を向上させることができる。

実は、特許法は「諸刃の剣」であり、特許法における多くの条項も同様である。特許法において、特許権侵害訴訟で公知意匠を用いて抗弁することができる規定することは、特許権の濫用を制限する反面、特許制度を損うこともある。特に、この条項が一旦濫用されてしまうと、その結果も相当恐ろしいものになる。長年の裁判実務において、すでに前例があり、すなわち、公知意匠の抗弁が地方保護主義の道具とされたり、または比較的安易に適用されたり、または被疑侵害品の意匠と意匠特許権、公知意匠とはどのように対比したかが明らかにされていない。もちろん、改正法の施行前にこれらの問題は関連の法規、司法解釈によって明らかにする必要はある。

### 3. おわりに

上述した内容を総合すると、特許法の第3回改正は、意匠の保護客体、保護範囲、権利付与

のための要件、出願の仕組み、権利の内容及び権利保護の措置などにまで及び、その効率的な実施は、中国の意匠特許の保護水準の向上を大きく推進し、特許制度の新しい創造の奨励との社会的な機能を十分に発揮させることになる。しかし、これらの新しい改正内容について如何に執行し、実施することは、なお模索が必要な問題が多く、依然として人々の注目及び深く考えることを引き起こすものである。よって、執行の統一を図るためには、立法機関は早急に「司法実践」をとりまとめた上、関連の司法解釈において関連の問題について更に具体的に規定する必要がある。なお、特許法実施条例については、2009年5月現在、すでに中国国務院からのパブリックコメントが終了しており、改正特許法の施行日（2009年10月1日）までには公布されることになっている。

### 注 記

- 1) 原文は「専利」であり、日本の「特許」、「実用新案」及び「意匠」を含む概念である。本稿において、原文の「専利」を「特許」に置き換え、また原文の「発明専利」、「実用新案専利」及び「意匠専利」はそれぞれ「発明特許」、「実用新案特許」及び「意匠特許」という表現を使うことにする。したがって、本稿における「特許法」は、日本の「特許法」より広い概念であり、「発明特許」、「実用新案特許」及び「意匠特許」に関する規定が含まれている。

なお、本稿において、今回の第3回改正特許法を「改正特許法」という。

- 2) ここでいう「抵触申請」は、日本の意匠法第3条の2でいう「拡大された先願」における先の出願に相当するものである。ただし、日本の意匠法第3条の2とは具体的な要件が異なることに留意すべきである。

(原稿受領日 2009年3月4日)